

とまちプラザ一般照明 LED 化更新業務委託  
仕様書

令和 8 年 5 月

帯広市

## 1 業務名

とちプラザ一般照明 LED 化更新業務委託

## 2 業務の目的

帯広市（以下「本市」という。）では、令和4年6月に2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明後、令和6年3月に「帯広市ゼロカーボン推進計画」を策定し、令和12年までに市内から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度比で48%削減することを目標に設定している。

また、令和7年3月に「第4期帯広市エコオフィスプラン」を改訂し、市が率先して行う取り組みとして、すべての市有施設においてLED照明への切り替えを目指すこととしている。

市有施設照明LED化業務委託（以下「本業務」という。）は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みとして、温室効果ガス排出量及び電力料金の削減を図ることを目的とする。

## 3 対象施設

とちプラザ（西4条南13丁目1番地）

## 4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 業務内容

- ①現地調査、器具選定及び作業計画の策定
- ②資材調達及び交換作業

※交換対象器具の詳細については、7交換作業に関する仕様を参照のこと。

## 6 LED 照明器具の仕様

### （1）LED 照明器具の選定条件

- ① 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造している国内メーカーの製品であること。
- ② 照明器具の製造者は、ISO9001 及び ISO14001 を取得していること。
- ③ 照明器具は、器具ごと交換とする。ただし、意匠性の高い器具等の現在市販されている LED 照明器具への交換が困難な器具については、ランプ交換とする。この場合、既設安定器は撤去すること。
- ④ ポール式外灯のポールは再利用とする。
- ⑤ 照明器具は新品とし、現行機種とする。

## (2) LED 照明器具の性能・構造

- ① 光源の寿命は 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。ただし、高天井用照明は寿命 60,000 時間以上（光束維持率 70%以上）であること。
- ② 既設照明器具が防雨、防塵、防爆用等の器具の場合は、同等以上の性能を有する器具であること。
- ③ 照明器具の色温度及び光束は、既設照明器具と同等程度であること。
- ④ ルーバやカバーなどのグレア対策や破損防止対策、及び意匠性については、既存照明器具と同等程度の性能を有する器具であること。

## (3) 製品の保証期間

- ① 照明器具の保証期間は 1 年以上とし、メーカー標準とする。
- ② 施設利用者や施設所管課（指定管理者を含む。以下「施設所管課等」という。）等の過失による場合を除き、保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、無償で交換すること。

## 7 交換作業に関する仕様

### (1) 業務責任者の選任

受注者は、業務に先立ち業務責任者を選任し、業務責任者選任届を業務担当員に提出すること。なお、業務責任者は電気工事施工管理技士と同等程度の資格を有する者とする。また、他の工事及び業務と兼務することを妨げない。

### (2) 現地調査、器具選定及び作業計画の策定

- ① 契約締結後、速やかに現地調査を行い、器具選定及び作業計画を策定すること。
- ② 現地調査や交換作業については、本市の施設所管課と調整の上、施設運営に影響のないように実施すること。
- ③ 器具選定及び作業計画は業務担当員の承認を得ること。なお、作業の進捗に伴い作業スケジュールを見直す場合は、業務担当員に報告すること。
- ④ 照明リストに記載の LED 器具を参考とし、現地調査を踏まえた上で器具及びランプを選定すること。

### (3) 資材調達及び交換作業

- ① 器具調達については、器具選定に係る業務担当員の承認を得たのちに行うこと。
- ② 交換作業については、施設所管課等と十分調整の上、施設運営に影響のないように実施すること。特に施設利用者や近隣住民等に対する安全対策には十分配慮すること。
- ③ 高天井照明については、施設を一定期間休館して作業することを想定している。なお、休館場所及び時期については別紙「照明器具リスト」を参照のこと。
- ④ 作業に伴う足場等の仮設物について、設置に伴う費用は受託者によるものとする。
- ⑤ 施設備品の養生や移動については、施設所管課等と協議の上、破損等に十分注意し実施すること。

- ⑥ 既設支持材（吊りボルト等）は原則、再利用とする。劣化や不足等がある場合は、交換や追加を行うこと。
  - ⑦ 埋込型照明器具において、器具交換により天井に隙間が生じる場合は、適切に補修を行うこと。
  - ⑧ 高所に設置する照明器具は、ワイヤー等で落下防止措置を講じること。
  - ⑨ 高天井用照明の昇降装置は、撤去及び処分すること。
  - ⑩ 日々の作業終了時には、清掃及び整理整頓を行うこと。
  - ⑪ 交換作業において発生する軽微な作業や補修については、本業務の範囲内とする。
- (4) 試験調整
- ① 代表的な諸室については、交換前後で照度測定を実施すること。場所の選定については業務担当員と協議すること。
  - ② 作業を実施したすべての回路において、交換前後で点灯確認及び絶縁抵抗測定を実施すること。
- (5) 関係法令の遵守
- 交換作業に従事する者は、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく有資格者とする。また、本業務に必要な関連法令等を遵守すること。
- (6) 交換対象器具
- ① 敷地内すべての照明器具を原則、交換対象とする。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具も交換対象とする。
  - ② 以下の照明器具は対象外とする。
    - ・別紙、照明器具リストにおいて対象外としたもの
    - ・既に LED 器具（製造から 10 年以内に限る。）を設置したもの
    - ・舞台演出照明
    - ・防災照明（一般照明兼用は交換対象）
- (7) その他、留意事項
- ① 日々の交換作業終了後から照明器具を仮使用できるものとする。
  - ② 施設の敷地内は全面禁煙とする。
  - ③ 撤去した照明器具は、関係法令に基づき適切に処分すること。なお、マニフェストの提出は業務担当員の確認のみとし提出は不要とする。

なお、状態の良い照明器具については、業務担当員に報告した上で、業務担当員の指定する場所に運搬すること。
  - ④ 安定器については、必要に応じて PCB 不含有の確認を行った後に処分業者に引き渡すこと。疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。
  - ⑤ 本業務の実施にあたり、契約額以上の損害保険に加入すること。既に加入している保険で充足できる場合は、この限りではない。

## 8 提出書類及び提出部数

### (1) 着手時

- ① 業務着手届 1部
- ② 業務責任者選任届 1部

### (2) 履行期間中（現地調査後）

- ① 作業計画書（作業スケジュール・作業方法・作業体制・緊急連絡体制を記載する） 1部
- ② 使用器具製品仕様書 1部

### (3) 完了時

- ① 業務完了届 1部
- ② 照明器具リスト 1部（本市作成リストの加除修正）
- ③ 取扱説明書 1部
- ④ 保証書 1部
- ⑤ 試験結果報告書 1部（照度・絶縁抵抗測定・器具製品検査）
- ⑥ 完成写真 1部
- ⑦ 電子データ 1部（上記②③⑤⑥を CD-R に格納）

## 9 その他

- (1) 疑義が生じた場合は、業務担当員に速やかに報告し、その対応について協議すること。
- (2) 作業完了時に業務責任者の立ち会いのもと、業務担当員の履行確認を実施する。
- (3) 業務担当員から要求があったときは、適宜作業の進捗状況その他業務に関する事項を報告すること。